

# 第 90 期 決 算 公 告

平成22年 6 月25日

岩手県盛岡市内丸 3 番 1 号



株式会社 **東北銀行**  
取締役頭取 浅沼 新

## 貸借対照表 (平成22年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	16,124	預 金	617,294
現 金	14,849	当 座 預 金	9,794
預 け 金	1,275	普 通 預 金	224,640
コ ー ル 口 ー ン	50,900	貯 蓄 預 金	11,075
商 品 有 価 証 券	34	通 知 預 金	1,059
商 品 国 債	7	定 期 預 金	354,309
商 品 地 方 債	27	定 期 積 金	11,620
有 価 証 券	128,986	そ の 他 の 預 金	4,794
国 債	46,969	譲 渡 性 預 金	7,700
地 方 債	2,162	借 用 金	5,022
社 債	51,067	借 入 金	5,022
株 式	6,006	社 債	1,200
そ の 他 の 証 券	22,780	そ の 他 負 債	3,878
貸 出 金	452,545	未 払 法 人 税 等	205
割 引 手 形	4,383	未 払 費 用	733
手 形 貸 付	47,516	前 受 収 益	402
証 書 貸 付	370,901	給 付 補 て ん 備 金	17
当 座 貸 越	29,743	資 産 除 去 債 務	49
外 国 為 替	363	そ の 他 の 負 債	2,470
外 国 他 店 預 け	350	退 職 給 付 引 当 金	2,359
取 立 外 国 為 替	12	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	16
そ の 他 資 産	1,641	偶 発 損 失 引 当 金	137
未 収 収 益	743	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,205
そ の 他 の 資 産	898	支 払 承 諾	5,203
有 形 固 定 資 産	9,371	負 債 の 部 合 計	644,018
建 物	2,199	( 純 資 産 の 部 )	
土 地	5,830	資 本 金	8,233
建 設 仮 勘 定	212	資 本 剰 余 金	6,159
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,128	資 本 準 備 金	6,154
無 形 固 定 資 産	598	そ の 他 資 本 剰 余 金	4
ソ フ ト ウ ェ ア	508	利 益 剰 余 金	8,462
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	90	利 益 準 備 金	2,078
繰 延 税 金 資 産	5,635	そ の 他 利 益 剰 余 金	6,384
支 払 承 諾 見 返	5,203	別 途 積 立 金	4,862
貸 倒 引 当 金	5,031	繰 越 利 益 剰 余 金	1,521
資 産 の 部 合 計	666,373	自 己 株 式	61
		株 主 資 本 合 計	22,794
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,995
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,556
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	439
		純 資 産 の 部 合 計	22,354
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	666,373

損益計算書 (平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金	額
経	常 収 益		15,029
資	金 運 用 収 益	11,879	
	貸 出 金 利 息	10,385	
	有 価 証 券 利 息 配 当	1,380	
	コ ー ル 口 ー ン 利 息	54	
	預 け 金 利 息	58	
	そ の 他 の 受 入 利 息	0	
役	務 取 引 等 収 益	1,878	
	受 入 為 替 手 数 料	689	
	そ の 他 の 役 務 収 益	1,189	
そ	の 他 の 業 務 収 益	1,021	
	外 国 為 替 売 買 益	10	
	国 債 等 債 券 売 却 益	1,011	
	そ の 他 の 業 務 収 益	0	
そ	の 他 の 経 常 収 益	249	
	株 式 等 売 却 益	75	
	そ の 他 の 経 常 収 益	173	
経	常 費 用		13,848
資	金 調 達 費 用	1,350	
	預 金 利 息	1,152	
	預 渡 性 預 金 利 息	20	
	借 入 金 利 息	157	
	社 債 利 息	20	
	そ の 他 の 支 払 利 息	0	
役	務 取 引 等 費 用	910	
	支 払 為 替 手 数 料	124	
	そ の 他 の 役 務 費 用	785	
そ	の 他 の 業 務 費 用	29	
	商 品 有 価 証 券 売 買 損	0	
	国 債 等 債 券 売 却 損	0	
	国 債 等 債 券 償 還 損	28	
営	業 経 常 費 用	9,469	
そ	の 他 の 経 常 費 用	2,087	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,443	
	貸 出 金 償 却	241	
	株 式 等 売 却 損	46	
	株 式 等 償 却	77	
	そ の 他 の 経 常 費 用	278	
経	特 別 利 益		1,180
	固 定 資 産 処 分 益	0	
	償 却 債 権 取 立 益	148	
特	別 損 失		280
	固 定 資 産 処 分 損	61	
	減 損 損 失	180	
	資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	38	
税	引 前 当 期 純 利 益		1,048
法	人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	190	
法	人 税 等 調 整 額	305	
法	人 税 等 合 計		496
当	期 純 利 益		552

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 9年～30年

その他 3年～20年

#### (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

### 5. 繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

### 6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

### 7. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,778百万円であります。

#### (2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(会計方針の変更)

当事業年度末から「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3) (企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。

なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の財務諸表等に与える影響はありません。

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている貸出金等の償却・引当基準書に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

8. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、デリバティブ取引のうち、ヘッジ対象となる一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

## 会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)が、平成22年3月31日以前に開始する事業年度から適用できることになったことに伴い、当事業年度末の財務諸表等より同会計基準及び適用指針を適用しております。

この変更により、有形固定資産中の建物8百万円及び繰延税金資産16百万円が増加し、その他負債中の資産除去債務49百万円を計上しております。また、当事業年度に係る減価償却費及び利息費用1百万円を営業経費に計上し、過年度に係る同費用を特別損失中の資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額38百万円として計上しております。

この結果、従来の方法に比較して、経常利益は1百万円、税引前当期純利益は40百万円減少しております。

なお、当中間会計期間は対象となる有形固定資産の特定ができなかったため、従来の方法によっております。当中間会計期間において変更後の方法によった場合、経常利益は0百万円、税引前中間純利益は39百万円少なく計上されます。

## 追加情報

(金融商品に関する会計基準)

当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)を適用しております。

なお、同会計基準を適用したことによる当事業年度の財務諸表等に与える影響はありません。

## 注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 169百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,454百万円、延滞債権額は12,393百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は418百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は931百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は16,198百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,383百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 5,058百万円

現金 6百万円

担保資産に対応する債務

預金 4,234百万円

上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券22,938百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は44百万円及び敷金は16百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、159,860百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが154,217百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、(奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等)合理的な調整を行って算出。

- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,537百万円
- 10.有形固定資産の減価償却累計額 9,095百万円
- 11.有形固定資産の圧縮記帳額 502百万円
- 12.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,000百万円が含まれております。
- 13.社債は、劣後特約付社債であります。
- 14.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は845百万円であります。
- 15.1株当たりの純資産額 235円81銭
- 16.取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 11百万円
- 17.貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 18.関係会社に対する金銭債権総額 3,834百万円
- 19.関係会社に対する金銭債務総額 2,483百万円
- 20.銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準） 10.12%

（損益計算書関係）

- 1.関係会社との取引による収益
- |                      |       |
|----------------------|-------|
| 資金運用取引に係る収益総額        | 67百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額         | 30百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 14百万円 |
- 関係会社との取引による費用
- |                      |        |
|----------------------|--------|
| 資金調達取引に係る費用総額        | 1百万円   |
| 役務取引等に係る費用総額         | 42百万円  |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 384百万円 |
- 2.1株当たり当期純利益金額 5円82銭
- 3.関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

該当ありません。

（2）子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	東北保証サービス(株)	岩手県盛岡市	30	信用保証業務	所有 直接22.50% [47.50%]	役員の兼任 当行各種ローンの信用保証	各種ローンの被保証	84,180	-	-
							被保証債務の履行によるローンの回収	206	-	-

（注）1.取引金額は、期末残高を記載しております。

2.「議決権の所有（被所有）割合」欄の[ ]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合（外書き）であります。

3.保証料は、各種ローンの債務者が上記子会社に直接支払っているほか、一部のローンについては、当行より支払っております。

（3）兄弟会社等

該当ありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社	(株)ラクウン	岩手県 紫波郡 矢巾町	26	運送業	被所有 直接0.05%	資金の貸付	資金の貸付	240	貸出金	242

(注) 1. 取引金額は、平均残高を記載しております。

2. (株)ラクウンは、当行取締役の近親者が議決権の過半数を保有しており、取引条件については、当行の貸出金利適用基準等に従って、その他取引先と同様に取引条件を決定しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	国債	1,000	1,038	38
	地方債	1,456	1,464	7
	社債	2,449	2,544	94
	その他	500	503	3
	小計	5,405	5,550	144
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	国債			
	地方債			
	社債	895	883	11
	その他	500	480	19
	小計	1,395	1,364	30
合計		6,800	6,914	113

3. 子会社・子法人等株式(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	169
合計	169

4. その他有価証券（平成22年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	502	382	120
	債券	47,815	47,123	692
	国債	25,426	25,026	400
	地方債			
	社債	22,388	22,097	291
	その他	9,617	9,485	131
	小計	57,935	56,990	944
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	4,537	5,979	1,442
	債券	46,582	46,769	186
	国債	20,543	20,590	47
	地方債	705	705	0
	社債	25,334	25,472	138
	その他	12,129	14,791	2,661
	小計	63,249	67,540	4,290
合計	121,185	124,531	3,345	

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 （百万円）
株式	796
その他	33
合計	830

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	2,413	75	46
債券	101,192	997	0
国債	47,517	325	0
地方債	502	2	
社債	53,172	668	0
その他	1,506	14	
合計	105,112	1,087	47

( 税効果会計関係 )

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	3,037百万円
退職給付引当金	953
減価償却損金算入限度超過額	387
有価証券償却否認額	126
その他有価証券評価差額金	1,349
その他	<u>326</u>
繰延税金資産小計	6,180
評価性引当額	<u>541</u>
繰延税金資産合計	5,639
繰延税金負債	
資産除去費用の資産計上額	<u>3</u>
繰延税金負債合計	<u>3</u>
繰延税金資産の純額	<u>5,635</u> 百万円

( 資産除去債務関係 )

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当行の営業店舗の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。また、一部の店舗に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

店舗の使用見込み期間を、当該建物の減価償却期間（主に34年）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り（主に2.404%）を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

3. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高（注）	48百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-百万円
その他増減（は減少）	<u>1百万円</u>
期末残高	<u>49百万円</u>

(注) 当事業年度末より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用したことによる期首時点における残高であります。

連結貸借対照表（平成22年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	16,310	預 金	614,810
コールローン及び買入手形	50,900	譲 渡 性 預 金	7,700
商 品 有 価 証 券	34	借 用 金	5,470
有 価 証 券	128,828	社 債	1,200
貸 出 金	449,831	そ の 他 負 債	5,962
外 国 為 替	363	退 職 給 付 引 当 金	2,359
そ の 他 資 産	6,887	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	16
有 形 固 定 資 産	9,652	偶 発 損 失 引 当 金	137
建 物	2,271	ポ イ ン ト 引 当 金	19
土 地	5,861	利 息 返 還 損 失 引 当 金	14
建 設 仮 勘 定	212	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,205
その他の有形固定資産	1,307	支 払 承 諾	5,203
無 形 固 定 資 産	668	負 債 の 部 合 計	644,101
ソ フ ト ウ ェ ア	578	（ 純 資 産 の 部 ）	
その他の無形固定資産	90	資 本 金	8,233
繰 延 税 金 資 産	5,749	資 本 剰 余 金	6,159
支 払 承 諾 見 返	5,203	利 益 剰 余 金	8,964
貸 倒 引 当 金	5,861	自 己 株 式	61
		株 主 資 本 合 計	23,296
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,995
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,556
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	439
		少 数 株 主 持 分	1,608
		純 資 産 の 部 合 計	24,466
資 産 の 部 合 計	668,567	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	668,567

連結損益計算書(平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経 常 収 益		17,248
資 金 運 用 収 益	11,985	
貸 出 金 利 息	10,492	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,379	
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	54	
預 け 金 利 息	58	
そ の 他 の 受 入 利 息	0	
役 務 取 引 等 収 益	2,256	
そ の 他 業 務 収 益	2,699	
そ の 他 経 常 収 益	307	
経 常 費 用		15,902
資 金 調 達 費 用	1,361	
預 金 利 息	1,151	
譲 渡 性 預 金 利 息	20	
借 用 金 利 息	168	
社 債 利 息	20	
そ の 他 の 支 払 利 息	0	
役 務 取 引 等 費 用	931	
そ の 他 業 務 費 用	1,467	
営 業 経 費	9,921	
そ の 他 経 常 費 用	2,220	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,528	
そ の 他 の 経 常 費 用	692	
経 常 利 益		1,345
特 別 利 益		148
固 定 資 産 処 分 益	0	
償 却 債 権 取 立 益	148	
特 別 損 失		280
固 定 資 産 処 分 損	61	
減 損 損 失	180	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	38	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,213
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	211	
法 人 税 等 調 整 額	399	
法 人 税 等 合 計		610
少 数 株 主 損 失		81
当 期 純 利 益		684

## 連結財務諸表の作成方針

### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 5 社  
会社名

東北ビジネスサービス株式会社  
株式会社東北ジェーシーピーカード  
東北保証サービス株式会社  
とうぎん総合リース株式会社  
東北銀ソフトウェアサービス株式会社

(2) 非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等  
該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連法人等  
該当ありません。

### 3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 5社

### 4. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

### 5. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却について、その金額に重要性が乏しい場合には発生年度に全額償却しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 会計処理基準に関する事項

### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### 4. 減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	9年～30年
その他	3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

### 5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,778百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

#### 6. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

（会計方針の変更）

当連結会計年度末から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。

なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度の連結財務諸表等に与える影響はありません。

#### 7. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

当行の睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

#### 8. 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている貸出金等の償却・引当基準書に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

#### 9. ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、連結される子法人等が行っているクレジットカード業務に係る交換可能ポイントの使用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

#### 10. 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結される子法人等が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

#### 11. 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

#### 12. 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、デリバティブ取引のうち、ヘッジ対象となる一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

#### 13. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

### (資産除去債務に関する会計基準)

「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)が、平成22年3月31日以前に開始する連結会計年度から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度末の連結財務諸表等より同会計基準及び適用指針を適用しております。

この変更により、有形固定資産中の建物8百万円及び繰延税金資産16百万円並びにその他負債49百万円が増加しております。また、当連結会計年度に係る減価償却費及び利息費用1百万円を営業経費に計上し、過年度に係る同費用を特別損失中の資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額38百万円として計上しております。

この結果、従来の方法に比較して、経常利益は1百万円、税金等調整前当期純利益は40百万円減少しております。

なお、当中間連結会計期間は対象となる有形固定資産の特定ができなかったため、従来の方法によっております。当中間連結会計期間において変更後の方法によった場合、経常利益は0百万円、税金等調整前中間純利益は39百万円少なく計上されます。

## 追加情報

### (金融商品に関する会計基準)

当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。

なお、同会計基準及び適用指針を適用したことによる当連結会計年度の連結財務諸表等に与える影響はありません。

### (役員退職慰労引当金)

連結される子会社及び子法人等については、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく必要額を計上しておりましたが、平成21年6月開催の各社の定時株主総会の決議により、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を実施いたしました。制度の廃止に伴い、役員退職慰労引当金を全額取崩し、打ち切り支給額未払分10百万円についてはその他負債に含めて表示しております。

## 注記事項

### (連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,651百万円、延滞債権額は12,964百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は499百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は931百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は17,046百万円であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,383百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 5,058百万円

現金 6百万円

担保資産に対応する債務

預金 4,234百万円

上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券22,938百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は44百万円及び敷金は20百万円であります。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、171,350百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが165,707百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,537百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額 12,019百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額 502百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,000百万円が含まれております。

12. 社債は、劣後特約付社債であります。

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は845百万円であります。

14. 1株当たりの純資産額 241円11銭

15. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 11百万円

16. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

17. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	3,367百万円
年金資産（時価）	827
未積立退職給付債務	2,540
会計基準変更時差異の未処理額	-
未認識数理計算上の差異	180
未認識過去勤務債務（債務の減額）	-
連結貸借対照表計上額の純額	2,359
前払年金費用	-
退職給付引当金	2,359

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却266百万円を含んでおります。
2. 1株当たり当期純利益金額 7円22銭

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当行並びに連結される子会社及び子法人等は、その業務のほとんどが国内に限定した伝統的なバンキング業務となっており、預金業務を中心とした資金調達により貸出金業務を行うほか、流動性確保のため安全性の高い有価証券等で運用を行っております。

このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。その一環として、ヘッジ目的に限定したデリバティブ取引も行っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当行並びに連結される子会社及び子法人等が保有する資産は、主として国内の法人及び個人に対する貸出金であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当期の連結決算日現在における貸出金は、取引先を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託等であり、満期保有目的、純投資目的等で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利リスク、価格変動リスクに晒されております。

保有する負債は、資金調達の中心である預金が主であり、これは金利リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはヘッジ手段として行っている金利スワップ取引及び通貨スワップ取引があります。金利スワップ取引は、ヘッジ対象である長期固定金利貸出金について金利スワップの特例処理を適用し、通貨スワップ取引は、ヘッジ対象である外国為替取引の為替リスクに対してヘッジ会計を適用しております。金利スワップの特例処理及び通貨スワップのヘッジ会計適用については、半期決算期毎に適用要件を満たすことを確認し、ヘッジの有効性を評価しております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当行並びに連結される子会社及び子法人等は、リスクの分散を基本とし、リスクに見合った収益力ある与信ポートフォリオの構築を目指した信用リスク管理を行っております。取引先への融資の審査判断については、内部基準で定められた決裁権限により、比較的风险が大きい融資は本部の審査専門部署や経営による審査判断が実施される態勢としております。

また、財務内容や返済の状況等の信用度に応じて取引先を区分する信用格付を実施しており、格付区分毎のリスクの状況に基づいて信用リスクを定量的に把握しております。信用リスクの定量化は四半期毎に実施しており、計測したリスク量については、他のリスク量と合算のうえALM委員会で管理しております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク管理部署において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

市場リスクの管理

（ ）金利リスクの管理

当行並びに連結される子会社及び子法人等では、資金の運用調達期間の不一致による金利リスクについて、統計的な手法により定量的に把握しており、月次で計測したリスク量は、他のリスク量と合算のうえALM委員会で管理しております。

各種リスクを適切にコントロールするため、取締役会において統合的リスク管理方針を決定しており、同方針に基づいて自己資本を基準とする銀行全体のリスク許容限度額を定めております。

月次開催のALM委員会では、定量的に把握した各種リスク量の合計が、前述のリスク許容限度額に収まるよう管理しており、各種リスクと収益との状況を考慮した上で、必要に応じ金利リスクの低減手法を導入しリスクコントロールを図る一方、新たなリスクテイクの方針を決定するなど、機動的かつ効率的な業務運営に努めております。

( ) 価格変動リスクの管理

当行並びに連結される子会社及び子法人等では、配当収入及び値上り益の獲得、並びに有価証券ポートフォリオにおける金利リスクの相殺を主な目的として株式等への投資を行っており、投資金額については、先行きの金利や株価等の見通しと価格変動リスクの影響等を考慮し、期初のALM委員会において決定するほか、月次のALM委員会においても、リスクの状況等に応じ随時見直しを行う体制としております。

株式等の価格変動リスクについては、債券を含む投資有価証券全体について、株価や市場金利等の各リスク要因間の相関を考慮したうえで、市場部門のリスク量として一体で計測しております。

計測した市場部門のリスク量は、他のリスク量と合算のうえALM委員会において管理しております。

( ) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ目的に限定し取引を行っております。ALM委員会においてデリバティブ取引の運用状況の報告及び取組方針の決定を行い、これを受けて取引限度額、取引手続き等を定めた行内規程に基づき取引を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	16,310	16,310	
(2) コールローン及び買入手形	50,900	50,900	
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	34	34	
(4) 有価証券 満期保有目的有価証券	6,800	6,914	113
其他有価証券	121,186	121,186	
(5) 貸出金 貸倒引当金（*）	449,831 5,126		
	444,704	450,257	5,552
(6) 外国為替	363	363	
資産計	640,300	645,966	5,665
(1) 預金	614,810	615,233	422
(2) 譲渡性預金	7,700	7,700	0
(3) 借入金	5,470	5,515	45
(4) 社債	1,200	1,200	
負債計	629,181	629,650	468

（\*） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金は満期のない預け金のみであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間（概ね3か月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は当行が合理的と判断した情報ベンダー及び取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、合理的に算定された価額をもって時価としております。自行保証付私募債の合理的に算定された価額は、自らの保証を考慮せずに発行体の信用力により時価を算出しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、合理的に算定された価額をもって時価としております。これにより、市場価格をもって時価とした場合に比べ、当連結会計年度末の有価証券は1,156百万円増加、繰延税金資産は467百万円減少、その他有価証券評価差額金は689百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及びゼロフロアオプション価値等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しております。主な価格決定変数は、国債の利回り及びスワップションのボラティリティであります。

(5) 貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、固定金利によるものは元利金の合計額を、変動金利によるものは金利更改日までの元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(6) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は残存期間が短期間（概ね3か月以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## 負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(4) 社債

当行並びに連結される子会社及び子法人等の発行する社債の時価は、一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額を同様の発行において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	807
組合出資金(*2)	33
合 計	841

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	1,461					
コールローン及び 買入手形	50,900					
有価証券						
満期保有目的有価証券	345	1,705	1,150	600	2,999	
其他有価証券のうち 満期があるもの	5,070	13,818	40,834	14,052	33,220	3,036
貸出金(*)	102,490	100,257	60,932	37,231	40,710	64,449
合 計	160,267	115,781	102,917	51,883	76,930	67,486

(\*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない15,615百万円、期間の定めのないもの28,145百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	583,174	27,643	2,936	343	712	
譲渡性預金	7,700					
借入金	270	177		22	5,000	
社債					1,200	
合 計	591,145	27,820	2,936	366	6,912	

(\*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,000	1,038	38
	地方債	1,456	1,464	7
	社債	2,449	2,544	94
	その他	500	503	3
	小計	5,405	5,550	144
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債			
	地方債			
	社債	895	883	11
	その他	500	480	19
	小計	1,395	1,364	30
合計		6,800	6,914	113

3. その他有価証券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	503	382	120
	債券	47,815	47,123	692
	国債	25,426	25,026	400
	地方債			
	社債	22,388	22,097	291
	その他	9,617	9,485	131
	小計	57,936	56,991	944
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	4,537	5,979	1,442
	債券	46,582	46,769	186
	国債	20,543	20,590	47
	地方債	705	705	0
	社債	25,334	25,472	138
	その他	12,129	14,791	2,661
	小計	63,249	67,540	4,290
合計		121,186	124,531	3,345

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	2,413	75	46
債券	101,192	997	0
国債	47,517	325	0
地方債	502	2	
社債	53,172	668	0
その他	1,506	14	
合 計	105,112	1,087	47

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当行並びに連結される子会社及び子法人等の営業店舗の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。また、一部の店舗に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

店舗の使用見込み期間を、当該建物の減価償却期間（主に34年）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り（主に2.404%）を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

3. 当連結会計年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高（注）	48百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-百万円
その他増減（は減少）	<u>1百万円</u>
期末残高	<u>49百万円</u>

（注） 当連結会計年度末より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用したことによる期首時点における残高であります。